



災害廃棄物処理に関する支援 事例紹介

災害廃棄物処理の支援に関する事例

岡山県二次仮置場・倉敷市災害解体廃棄物仮置場設置・運営に関するコンサルティング業務

岡山県二次仮置場・倉敷市災害解体廃棄物仮置場設置・運営に関するコンサルティング業務

業務内容

- 岡山県が倉敷市及び総社市から事務委託を受け代行する災害廃棄物処理
- 一次仮置場(倉敷市玉島乙島地内)の管理運営(倉敷市内の家屋解体廃棄物の受入)
- 二次仮置場(倉敷市水島川崎通地内)の管理運営(中間処理施設の設置等)

業務期間

2018年11月～2020年6月



一次仮置場全景

本業務の主な特徴

岡山県では平成30年7月豪雨による河川の決壊などにより、70人を超える尊い人命が失われるとともに、住家被害は全半壊が8,000棟を超えるなど、これまでに経験したことのない規模の被害が発生しました。

浸水被害があった地域を中心に大量の災害廃棄物が発生しており、今後の復旧・復興に向けて計画的に処理を進める必要があります。

このような中、特に被害が甚大であった倉敷市及び総社市は、岡山県に災害廃棄物処理事務を委託し、岡山県が両市に代わって、災害廃棄物を処理しています。

実際の処理は、岡山県から委託された廃棄物処理業者14社で構成する岡山県災害廃棄物処理業務共同企業体(以下「OS-JV」という。)が担っており、岡山県・倉敷市・総社市のほか、関係者と連携して災害廃棄物の適切かつ円滑・迅速な処理に取り組むことができました。

当社の主な役割

- プロポーザル方式入札用技術提案書・見積書作成
- 一般廃棄物処理施設設置許可の取得
- 一般廃棄物処理施設変更許可の取得
- 仮設建築物許可の取得
- 業務実施計画書作成(とりまとめ)
- 二次仮置場配置計画作成
- 事務局運営
- 計量・伝票管理システム構築
- 車両運行管理システム構築
- UAV測量による災害廃棄物容量解析
- 各種報告書作成



二次仮置場全景

災害廃棄物処理の支援に関する事例

令和元年8月九州豪雨災害 佐賀県武雄市 災害廃棄物処理業務

令和元年8月九州豪雨災害 佐賀県武雄市 災害廃棄物処理業務

業務内容

- 令和元年8月九州豪雨災害により発生した災害廃棄物の仮置場管理運営(破碎含む)及び収集運搬業務(不燃ごみは除く。)

業務期間

2019年9月～2019年12月

本業務の主な特徴

令和元年8月の前線に伴う大雨により、佐賀県武雄市では、大量の災害廃棄物が発生しました。

武雄市と佐賀県産業資源循環協会は、災害廃棄物処理に関する協定を締結しており、その協定に基づき、地元の協会所属会社に仮置場の管理運営及び災害廃棄物の収集運搬業務を委託しました。仮置場は、一次仮置場4ヶ所、二次仮置場1ヶ所の計5ヶ所でした。

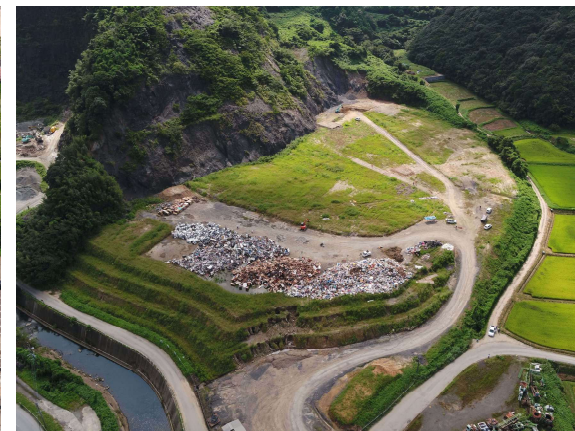
熊本地震で仮置場運営を経験した企業のアドバイスを得ながら仮置場運営を行い、迅速な災害廃棄物処理に寄与しました。また、廃タイヤや石膏ボード、廃棄物混じり土砂などの処理困難物は、佐賀県産業資源循環協会の会員企業で処分しました。災害廃棄物処理は、令和元年12月28日で完了しました。



二次仮置場全景

当社の主な役割

- ドローン測量による災害廃棄物量の解析
- 処理フロー・処理計画の立案
- 積算
- 写真管理・伝票管理に関するアドバイス
- 産業廃棄物処理施設設置者における
一般廃棄物の処理届出書の作成・提出
- 移動式破砕機設置に関する生活環境影響調査・
一般廃棄物処理施設設置許可申請
- 業務完了報告書の作成



一次仮置場全景

よくある質問

Q. 仮設建築物とは？

A. 通常、建築物を設置する際には、建築確認や完了検査といった各種手続きが必要となりますが、仮設の建築物に関しては制限の緩和が定められています。建築基準法上の仮設建築物は以下の3つに分類されます。

- ①非常災害時の応急仮設建築物
- ②工事の現場事務所等
- ③仮設興行場等

災害廃棄物の仮置場における事務所等の建築物は、①の応急仮設建築物の扱いが求められることが多いようです。実際にどのような扱いになるかは建築指導課にご確認ください。

応急仮設建築物の場合、前述のとおり建築確認等の手続きが不要になりますが、3か月を超えて使用する場合は、仮設許可を取得する必要があります。仮設許可を取得することにより、2年間の使用期間の延長が認められます。

【関連条文】

（仮設建築物に対する制限の緩和）

建築基準法 第八十五条

非常災害があつた場合において、非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第八十七条の三第一項において同じ。）内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。

- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
- 二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの

よくある質問

- 2 災害があつた場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第六条から第七条の六まで、第十二条第一項から第四項まで、第十五条、第十八条(第二十五項を除く。)、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条(第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。)、第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを超えるものについては、第六十二条の規定の適用があるものとする。
- 3 前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。
- 4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。
- 5 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物(次項及び第百一条第一項第十号において「仮設興行場等」という。))について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間(建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間)を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の三及び第三十七条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。
- 6 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 7 特定行政庁は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

よくある質問

Q.災害廃棄物の法令上の分類を教えてください。

A. 廃棄物処理法によって定められた廃棄物のうち、事業活動によって生じた20種類の廃棄物は産業廃棄物とされ、それ以外の廃棄物は一般廃棄物となります。災害廃棄物は、事業活動によって生じたもの(産業廃棄物)ではないので、法令上は一般廃棄物に分類されます。

発災してからでは遅い！ 災害への備えに関する支援なら 当社におまかせください！

平常時に仮置場の設置・運営に関する準備を支援します。経験豊富な当社へぜひご相談ください。

- 事前に災害マニュアルを作成し、ルールを定めておくことで、発災時に的確な対応ができるように備えましょう。
- 災害協定に基づく自治体からの要請に迅速に対応できるよう準備しましょう。
- 産業資源循環協会内の勉強会だけでなく、災害協定締結先の自治体との勉強会開催も支援いたします。



お気軽にお問合せください！
<https://www.etod.co.jp/contact.html>

災害廃棄物処理に関する支援なら 当社におまかせください！

当社では以下のような支援ができます。廃棄物処理業者様、ぜひご相談ください。

- 仮置場の計画・設置・運営・報告を支援します。

- ① 発災時の災害対応に対する報告書作成を支援します。

- ② 災害時の災害対応に対する見積書作成を支援します。

※処理フロー等の提案・UAV測量による災害廃棄物容量解析・委託費の積算・一般廃棄物
処理施設設置許可(破碎機)の取得・再委託契約等の準備・業務報告書作成・行政との協議等

- ③ プロポーザル方式の入札に対する応札を支援します。

※プロポーザル方式入札技術提案書・見積書作成・JV事務局運営・各種報告書類取りまとめ・
計量・災害廃棄物用マニフェスト管理システム構築・車両運行管理システム構築・UAV測量
による災害廃棄物容量解析等



お気軽にお問合せください！

<https://www.etod.co.jp/contact.html>